

排水基準を定める総理府令等

一 律 排 水 基 準			地下浸透基準		
種 類 又 は 項 目		許容限度			
有 害 物 質	カドミウム及びその化合物		0.03	0.001	
	シアン化合物		1	0.1	
	有機りん化合物		1	0.1	
	鉛及びその化合物		0.1	0.005	
	六価クロム化合物		0.5	0.04	
	砒素及びその化合物		0.1	0.005	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.005	0.0005	
	アルキル水銀化合物		検出されないこと	0.0005	
	ポリ塩化ビフェニル		0.003	0.0005	
	トリクロロエチレン		0.1	0.002	
	テトラクロロエチレン		0.1	0.0005	
	ジクロロメタン		0.2	0.002	
	四塩化炭素		0.02	0.0002	
	1, 2-ジクロロエタン		0.04	0.0004	
	1, 1-ジクロロエチレン		1	0.002	
	シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4	0.004	
	1, 1, 1-トリクロロエタン		3	0.0005	
	1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06	0.0006	
	1, 3-ジクロロプロペン		0.02	0.0002	
	チウラム		0.06	0.0006	
	シマジン		0.03	0.0003	
	チオベンカルブ		0.2	0.002	
	ベンゼン		0.1	0.001	
	セレン及びその化合物		0.1	0.002	
	ほう素及びその化合物		海域	230	0.2
			その他	10	
	ふっ素及びその化合物		海域	15	0.2
その他			8		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量100	アンモニア又はアンモニウム化合物にあつては0.7、亜硝酸化合物にあつては0.2、硝酸化合物にあつては0.2		
1,4-ジオキサン		0.5	0.05		
一 般 項 目	水素イオン濃度pH		海域	5.0～9.0	
			その他	5.8～8.6	
	生物化学的酸素要求量BOD		160 (日間平均120)		
	化学的酸素要求量COD		160 (日間平均120)		
	浮遊物質質量SS		200 (日間平均150)		
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (油分)		鉱油類含有量	5	
			動植物油脂類含有量	30	
	フェノール類含有量		5		
	銅含有量Cu		3		
	亜鉛含有量Zn		2		
	溶解性鉄含有量Fe		10		
	溶解性マンガン含有量Mn		10		
	クロム含有量Cr		2		
	大腸菌群数		日平均3,000個/cm ³		
窒素含有量T-N		120 (日間平均60)			
燐含有量T-P		16 (日間平均 8)			

備考1 単位は、pH・大腸菌群数を除き、全てmg/lである。

2 一般項目の排出基準は、1日当たりの平均的な排水の量が50m³以上である工場又は事業場（畜産農業を除く）に係る排水について適用する。

3 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。

4 温泉を利用する旅館業については、一部項目について適用除外。

5 窒素含有量・燐含有量の基準は、環境大臣が定める湖沼、海域及びこれに流入する河川に排出される排水について適用する。

6 上乗せ排水基準は、畜産農業又はそのサービス業に属する特定事業場及び共同調理場については10m³/日以上が適用されるほか、水域毎・項目毎に適用される。

7 地下浸透基準は、法施行規則第6条の2に定める「地下浸透水が有害物質を含むもの」としての要件。